

第五十一回国 参議院 商工委員会 會議録 第三号

昭和四十年十二月二十五日(土曜日)

午前十一時五十分開会

出席者は左のとおり。

委員長 豊田 雅孝君
理事 岸田 幸雄君
 柳木 亨弘君
 近藤 信一君

委員 井川 伊平君
 大谷藤之助君
 斎藤 昇君
 宮崎 正雄君
 柳田桃太郎君
 吉武 恵市君
 矢追 秀彦君
 向井 長年君

政府委員

通商産業政務次官 堀本 宣実君
中小企業庁長官 山本 重信君
中小企業庁次長 影山 衛司君
事務局側 常任委員会専門員 小田橋貞壽君

本日の會議に付した案件

○中小企業信用保険法の一部を改正する法律案

(内閣送付、予備審査)

○中小企業信用保険臨時措置法案(内閣送付、予備審査)

○委員長(豊田雅孝君) ただいまから商工委員会を開会いたします。

まず、理事會において協議いたしました事項に

つきまして御報告をいたします。
昨日に引き続き、中小企業関係二法案の審査を行なうことといたしましたので御了承願いたいと存じます。

○委員長(豊田雅孝君) 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案、中小企業信用保険臨時措置法案、以上予備審査の両案を一括して議題といたします。

昨日、提案理由の説明を聴取いたしておりますので、本日は、まず両案の補足説明を聴取いたしたいと存じます。

○政府委員(山本重信君) 今回の不況が中小企業に對しまして深刻な影響を与えておりますので、政府としましては、その対策をいたしまして、一方において需要の喚起策等を実施しておりますのでございませうけれども、これと並行いたしまして、中小企業に對する金融措置に万全を期するために各般の措置をとっておる次第でございます。特に年末も控えておりますので、政府関係の中小企業金融機関に對しましては金利の引き下げ、下期の貸し出し規模の拡大等をいたしました。同時に民間の金融機関に對しても、中小企業向けの貸し出しの促進を要請しておるのでございます。その際も重要な問題点といたしまして、担保力の乏しい中小企業者の信用をいかにして補完するかという点でございます。そのために今回二法案の御審議をお願いいたしました。この法律改正及び臨時措置法によりまして信用保証、信用保険の制度の拡充をいたした。これによりまして当面の不況克服の一助をいたしたい、こういう趣旨でございます。ごく簡単に内容について補足説明を申し上げます。

まず、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案要綱におきましては、特別小口保険、いわゆる無担保、無保証の保険の限度額を現在の三十万円

から五十万円に引き上げることとしたしておりますのでございますが、これは先般来、この金額をさらに引き上げるようにという強い御要望が各方面から出ておりましたので、その御要望に沿うという趣旨でございます。

次に、中小企業信用保険臨時措置法案でございますが、こちらのほうは、特に当面の不況対策という感覚が強いのでございまして、ただいま御配付申し上げてあると思ひますが、その法案要綱について簡単に申し上げますと、その第二ページに第三というのがあります。現在でございます第一種保険のてん補率をこの臨時措置法の施行期間、現在の七〇%を八〇%に引き上げるといふのが第一点でございます。

第二点は、無担保保険の新設でございます。いままでの特別小口は、無担保、無保証人の制度で金額が三十万円、今度五十万円にするというものであります。今度の無担保保険は、担保を出さない、しかし保証人は要すれば出すという制度でございます。限度をそのかわり二百万円といたしておるのでございます。てん補率は八〇%、激甚災害並みに高めてありまして、特に現在の不況下におきまして、中小企業、小規模企業にとつては相當に活用の価値のある制度であるといふふうに考へておる次第でございます。

第三は、倒産関連保証の特例でございます。遺憾ながら、最近も倒産件数は高水準で推移いたしておりますが、大企業が倒産いたしますと、それに関連した中小企業が、自分の責任でなくあおりを食つて倒産のうき目にあつておられるのでございまして、そうした場合に、関連中小企業に對して倒産が波及しないように、それを防ぐというのが今回のこの保証の趣旨でございます。これはその限度は、俗にマージャンの例で申し上げますと、この指定を受けて適用になりますと、イーファンつく、第一種保険で従来百万円の保証を受

けていた人は、この指定によりまして適用されるようになりまして、二百万円まで借りられるようになる。今度新しくできます無担保保険は二百万円でありまして、この倒産関連になりますと、倍の四百万円まで借りられることとでございます。それでこの場合もリスクが相当高い点にかんがみまして、てん補率を八〇%といたしております。なお、特に保険料率も災害の場合と同じように、一般の保険料の三分の二というふうには、特別な低額を適用することにはいたしてあります。

以上の三点が臨時措置法の重点でございます。当面の不況克服という面に主眼を置きまして、従来の考えから見ますと、かなり大胆な、大幅な改善でございます。目下のところ、適用期限は、おそろしく景気回復が望まれると思ひます。今後一年くらいをめぐらして、有効期限を四十二年三月末というふうにしたしておる次第でございます。以上、簡単に申し上げますが、補足説明を終わらせていただきます。

○委員長(豊田雅孝君) それでは、これより両案の質疑に入ります。両案に對し質疑のある方は順次御発言を願います。

○近藤信一君 ただいま補足説明がございました。特にいま問題になつております二法案は非常に急を要する問題もございませうし、審議の日程も、年末のことで長くもかかっておれないという点もございませうから、この際、二法案に關連する資料の要求をいたしました。その資料が提出されれば、審議もすみやかに進むのじゃないかと考えますので、私は七点ほどにわたつて、資料の提出方の要望をするわけであります。

その一つといたしましては、最近における倒産に關する統計でございますが、過日の委員會でも私が御質問いたしました。いわゆる民間機関による倒産調査というものは相當進んでおるよう

でございますけれども、政府自体としての調査というものはそういうことがあまりなされていないようにございますが、最近一カ年間の企業倒産の変動といたしまして、そういうものもいろいろありまして、企業規模別にこの資料をひとと提出していただきたい。さらに業種別的にもこれをお願いしたいと思います。

第二の点は、特別小口保険制度の実績でございますが、これは過日も質問いたしましたときの御答弁からいいますと、あまり成績がよくないというふうなことも聞いておりました。そこで、先月この条件というものを緩和されましたが、その緩和によって特別小口保険保証というものが多くなったであろうことが予想されるわけですが、そういうことをひととこの制度を開始されました。月別実績といいますが、そういうふうなものを出していただきたい。

第三の点は、二法案を実施すると、どのくらい金融が緩和するか、その見込みでございます。それは特別小口が三十万円の限度から五十万円までに拡大されるわけでございます。これに伴うところの融資額がどのくらい増加するものであるか、その見込んでおられる額。それから臨時措置法のほうでは、無担保保険や倒産との関連事業者に対する保険も実施すると、その関係で保証融資がどのくらいになるかと考えておられるのか。その見込みがあると思うのですが、あなたのほうでは一応目標をつけてやっておられることだと思っておりますから、そういう点についてひととつお示しをお願いいたします。

それから第四の点は、二法案の措置は相当に思いついた措置でありまして、加うるに経済界は、この不況というものは戦後最大だと、特に倒産なども多い時期でございますから、中小企業において返済不能という事態が生ずる場合があると思われざるわけなんです。業者から見ればこれは返済不能ということになりますし、保証協会から見れば、代理弁済ということになる。また、保険公庫からいいますならば、事故発生、こういうこと

とならうかと思うのですが、そういう事故というものを一体どれくらいあると見込んでおられるのか。やはり倒産の激しいときでございますから、そういう事故が全然見込まれていないとは思いませんから、そういう事故発生というふうなものがどれくらい起こるといふ見込みであるか、これもあわせてお願いしたいと思います。

それから第五の点ですが、二法案では、附則で、公布の日から実施し、十二月十七日から遡及して適用することになっておりますが、もし審議が順調にいけば、公布の日と適用の日との差はわずか十日ぐらいのものでございます。十日間遡及して適用することが、実質的にどんな効果を持つものであるか、また、見込みと利益というものがどこに置かれておられるのか、これが、さらに聞くところによりますと、衆議院で十二月一日に遡及したというふうにもいま聞きましたのですが、十二月一日にさかのぼった場合に、一体どういふことになるか、この点をお願いしたいと思います。

第六の点は、臨時措置法の改訂、それから省令案を御提出願いたい。これは主として第二条の倒産関連事業者の定義に関するものであります。この中で、通産省令のほか通産大臣が定める事由とか、通産大臣の指定とかいう規定ができて、それから本法は動き出せるものでございます。したがって、その省令等についてどのような案を当局としては御用意なさっておられるのか、この点についてもお願いしたいと思います。

最後に第七の点は、臨時措置法の言う無担保保険についてでございますが、担保はとらないが保証人は必要なようでございます。その保証人について要求される資格や範囲は保証協会にまかせるのか、それとも通産省で一定の基準というものを設ける指導をされるのか、もし指導するとすれば、その案というものがあろうかと思っております。その資料を出していただきたい。この以上七点でございますが、両法案審査にあたって、これはどうしても一応よくお聞きしておいたほうがよからうと思つて、この資料の要求をするわけであ

ります。以上であります。

○政府委員(山本重信君) たいま資料の御要求のありました点につきまして、要点を御説明申し上げます。御審議の際に必要なふうかと思つて、一応資料をつくつて御配付申し上げておきますので、なほ足りない点は、もし御要望があらますれば追加させていただきます。また、御要望が資料につきましては御説明申し上げます。

まず最初の第一の問題は、倒産についての統計の問題でございます。政府の調査が必ずしも網羅的でないで、いろいろ研究をいたしました上、とりあえず政府系の中小企業金融機関、その窓口で取引関係のある企業の倒産関係の調査をいたしまして、その統計を現に作成いたしました。「企業倒産状況」といふ資料の第三ページをごらんいただきたいと思つて、ここに規模別の倒産状況が一覧表になっております。ことしの四月から九月まで及びその合計でございます。一番下の行をごらんいただきますと、一番右に合計七百六十八件という数字が載っております。その規模別内訳の中では、左の個人及び百万円未満の資本金の分類が三百七十二件、全体の四八%という高い比率になっております。続いてすぐ隣の百万円から三百万円が百九十五件で二五%、三百万円から一千万円までが百三十四件で一七%、この辺までが圧倒的に大きい比率を占めております。これから見ますと、民間のいわゆる東京商工興信所の調査によりますと、百万円ないし三百万円という層の数字が一番比率としては大きく出ておりますけれども、それは興信所のほうの調査は負債金額一千万円以上という限定がございますので、おそらくこちらの政府系金融機関の調査にありましますように、そのもう一つ下の層に相当の倒産件数があるのじゃないかということが推測される次第でございます。

次に、左の二ページのほうに戻っていただきます。業種別の倒産状況がここに出ております。これは一月から九月まででございますが、その合計

が一番右に縦にあらわれております。合計千三百八十四件、このうち製造業が八百四十三件であり、製造業の中でも機械金属が四行目になりまして、三百九十七件、これが最高でございます。続きまして繊維製品の百三十六件という数字でございます。製造業に続きましては物品販売業、これが三百四十件。それから続きましてその上の建設業百四十件というふうになっております。建設業は最近でも特に規模の小さい建設業の倒産が相当多く出ているのが注目されます。

資料には、そのほか全銀協のほうの銀行取引停止処分状況もあとに触れておりますけれども、これは省略させていただきます。

第二の点、特別小口保険の実績につきまして、横書きの資料を配付いたしております。ここに記載してございますように、特別小口保証の承諾額は、昭和四十年の五月から八月までは制度が始まりました当初でありまして、限によって早いところとおそいところがございまして、この四カ月の間に千五百九十九件、三億九千九百九十九件という承諾額になっております。九月が五百五十六件で一億四千九百九十九件、十月が五百三十二件で一億四千三百九十九件、十一月が四百六十六件、三億七千万円が見込まれております。これは今後ますます増加するといふふうに私たちが見ておりました。今年度、つまり来年の三月末までに合計およそ五億四千万円程度にはいかならないかというふうにご考慮しておる次第でございます。

次に、第三点の金額の引き上げ等によりまして増加見込み額は、ただいまちょうど申し上げました五十億という数字でございます。次のページに書いてございます。

それから次は、新しい制度が実施された場合に、それがどの程度の利用があるかということでございます。二ページの3にございまして無担保保険につきましては、昭和四十年年度約五百億

いし六百億、相当大きな金額を見込んでおりま
す。それから倒産関連保証でございますが、これ
は今後の倒産の発生状況いかんによる点もござい
まして、見込みは必ずかしののであります。そ
れともう一つは、この倒産関連保証は、独立した
制度というよりは、マーシャでいうイーファン
つくとという仕組みでございまして、その結果とし
て、現在ございまして特別小口とか、第一種保険、
第二種保険、新たにございまして無担保保険、こうい
うものが限度がふえるというかつこうであらわれ
てまいりますので、統計上はそれぞれの種別に分
れてまいります。そういう点からも利用見込み額
ははつきり申し上げかねますが、それぞれの保険
の種類に応じて今後相当ふえてくるというふう
に考えております。

それから第四点は、事故率の問題でございま
す。最近までの保証協会での代弁の率はおおむね
二%前後でございまして、今回の特別小口保険、
さらに新設を予定いたしております無担保は若干
率リスクが高いと考慮しております。保証協会あ
るいは保険公庫のほうの収支の計算の上では、事
故率を特別小口の場合は三%、無担保保険の場合
は二・三%、やや高めに見込んでおる次第でござ
います。

次に、今度の二法の適及適用の問題でございま
す。若干経緯を申し上げますと、今度の二法は臨
時国会に提出いたしました。早期通過をお願いし
ました上で十二月の一日から適用する予定にいた
しておたのでございます。まことに残念ながら
十三日の臨時国会の最終日に審議未了ということ
が確定をいたしました。特にことしの年末対策と
いうことも考えまして、急拠政府内部で相談を
いたしました結果、二十日の通常国会に提出いた
す場合、適用期日をあらかじめきめて、そう
して少しでも年末対策にも間に合うようにしよう
ということ、ちょうど再提出を決定する閣議の
予定の日でありました十七日という日を適用の日
といたしましたのでございます。実は衆議院のほうに
おきまして、いま近藤先生からのお話がありまし

たように、十二月十七日というのはいかにも中途
はんばな日であるから、十二月一日にさかのぼら
せるようにという修正が三党の共同修正動議で提
出されました。先刻衆議院の商工委員会のほうで
採決になった次第でございまして、委員会のほうで
なりまして、どういう結果が生ずるか及申します
と、各県では年末対策として国の保険制度が新し
くできるのを待つておれないというので、ぼつぼ
つ県独自の危険負担において無担保保証、あるいは
それに準じたたとえば第二種保険の限度の引き
上げ等をすでに実施いたしておるところがござい
ます。そういう制度を県がつくりまして、現に保
証業務をいたしておるわけでございまして、そう
いうものにつきましては、この法律が適用になり
ますれば、さかのぼって適用になりますれば、かり
に今後それが事故になった場合に、国の負担率が
七〇%でなくて八〇%になる、それだけ県の負担
が軽減される、救われるという結果になるわけで
ございまして。また、第一種保険につきましても、
同じように現在は七〇%でございまして、さかの
ぼって八〇%になるということでございます。

それから、なおこれに関連して一つ申し上げて
おきたいのは、今度の法律の中の倒産関連でござ
います。現に兵庫県で播磨鉄鋼の倒産が報じられ
ております。倒産関連の場合には法律がございま
して、それに基いてその企業を指定することによ
って、はじめてこの制度が動くのであります。こ
れは県独自の判断ではどうにもならない制度に
なっております。したがって、一日も早くこの
法律を通過さしていただきまして、たとえば播
磨鉄鋼のケースを倒産防止のケースとして指定を
して、そうしてこの新しい制度が即刻利用できる
ようにしていただければ、たいへんしあわせだ
と思う次第でございまして。

それから第六番目に、通産省令で規定をする予
定になっております指定基準、認定基準等につい
てでございますが、横書きの資料で「中小企業信
用保険臨時措置法第2条の指定基準及び認定基準
(案)」というのがございます。これについて御説

明を申し上げます。

臨時措置法の第二条の内容は、一つは第一号の
ほうの倒産企業についての規定でございまして、
この制度を適用しますためには倒産企業を通産大
臣が指定をする、その指定を受けた倒産企業に関
連した中小企業が新しい信用保証の制度が活用で
きるような仕組みになっております。そこで、ど
ういう範囲のものを通産大臣が倒産企業の指定を
するかという基準でございまして。そこに書いてあ
りますように、「負債総額(金融機関からの借入
金額を除く)が十億円以上の企業の倒産であつ
て、関連中小企業者の経営に重大な影響を及ぼす
おそれのあるもの。」ということでございます。
この負債金額につきましては、もともと激甚災害
に類似した取り扱いはするということから、負債
総額は若干高目にて考えておるのでございまして。こ
の点につきましては、衆議院のほうでもいろいろ
御議論がございまして、運用上十分に弾力性を
持つてやるようにという強い御要望をいただいで
おりまして、私たちがその考えで運用いたしてま
いりたいと思っております。

それから倒産企業が指定されますと、次にその
関連中小企業というのが市町村長の認定によつて
きまるわけでございまして。市町村長の認定は、こ
こに書いてあります二つの要件のどれかに該当す
れば認定ができることにしようと思ひます。一つ
が、倒産企業に対して五十万円以上の売り掛け金
債権等を有する、または取引依存度が二〇%以上
であるということでございます。この点につきま
しても、運用はできるだけ前向きに広く活用でき
るようにいたします。市町村長にはできるだけこの基
準をよく徹底をさせておきまして、あまり詳しい
実質審査をしないで、形式審査でどんどん認定が
できるようにいたしたい、かように考えておりま
す。

それから、第二条の第二号は、事業活動の制限
の規定でございまして、いわゆる生産調整、その
結果による減産のあたりを受けまして、中小企業
が重大な困難に陥るといふ場合に、それに対する

保証をするということでございます。そこでどう
いう減産がこの対象になるかというのが(1)の「事
業活動の制限の指定基準」でございまして、「過
去一年間の生産実績に比べて、生産が六カ月以上
の間、一〇%以上減少するものと見込まれるこ
と。」たとえば、最近行なわれまして鉄鋼の粗鋼
減産というふうなものがある一つの例として考え
られると思ひます。次に、そうした大企業間の生
産調整、減産によりまして影響を受ける関連中小
企業者であります。過去一年間の実績に比べ
て、相当数のものの受注量が二〇%以上減少する
ものと見込まれるというものが、この事業活動の制
限の指定基準でございまして。そして、関連中小企
業の認定は、やはり市町村長がいたすわけであり
ますが、その場合に、その減産をする大企業との
取引依存度が二〇%以上、かつ、その企業に対す
る取引量が過去一年間の実績に比べて二〇%以上
減少するということを条件にいたしておる次第で
ございまして。

それから次に、二法案の関係の施行令及び施行
規則の案でございまして、要綱を配付申し上げて
あります。縦書きのほうであります。一つは、
「中小企業信用保険臨時措置法施行令案要綱」で
ございまして。内容は、第一が「無担保保険の保
料率」、それから第二が、「倒産関連保証に係る各
種保険の保険料率」でございまして。内容はこれに
書いてあるとおりでございます。

それから次に「中小企業信用保険臨時措置法施
行規則案要綱」であります。これは倒産企業に
対して関連中小企業が持つておる債権であります
が、普通売り掛け金債権でありますけれども、そ
のほかにも前渡金等々もあつたので、それを規定
しておるものでございまして。
それから第七点でございまして、無担保保険の
場合の保証人の資格でございまして。先ほどの資料
の最後に6として書いてございまして、保証人の
資格については何らの制限はございせん。した
がつて、いわゆる身内保証人等でも差しつかえな
いということにいたしております。この点につき

ましては、各信用保証協会に対しても、今回の新しい制度の趣旨をよく理解していただいて、極力積極的、弾力的な運用をしてもらうように指導する考えであります。以上であります。

○近藤信一君 ただいま、内容については詳しく御説明を願いましたので、いづれ私は後日あらためてこの資料に基づいて御質問を申し上げたいと思います。

○委員長(豊田雅孝君) ほかに御質疑のおありの方はございませんか。——それでは両案に対する質疑は、本日はこの程度にいたしまして、次回は明後二十七日午前十時に委員会を開会いたし、中小企業関係二法案の質疑を続行いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後零時三十分散会